

様式 22 号の 2 「変更届出書」の記載例
(役員等、経營業務の管理責任者、専任技術者)

【役員等の変更】

① 相談役、顧問、株主等の退任・辞任

※「株主等」とは、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主及び出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者（個人である者に限る）をいう。）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備 考
役員等の氏名	兵庫 太郎	—	27.4.1	相談役退任
”	兵庫 二郎	—	27.4.1	顧問退任
”	兵庫 花子	—	27.4.1	株主等

② 相談役、顧問、株主等の就任

就任の場合は、「変更前」を「—」とし、「変更後」に氏名を記載。

③ 相談役、顧問、株主等の就任及び退任・辞任

就任及び退任・辞任が同時期の場合は、「変更前」に退任・辞任者、「変更後」に就任者を記載。

【経營業務の管理責任者の変更】

① 経營業務の管理責任者である役員「兵庫太郎」が退任し、既に役員である「兵庫二郎」が経營業務の管理責任者となる場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備 考
役員等の氏名	兵庫 太郎	—	27.4.1	取締役退任
役員等の氏名	兵庫 太郎	兵庫 二郎	27.4.1	経營業務管理責任者の交代

② 経營業務の管理責任者である役員「兵庫太郎」が退任し、新たに役員に就任する「兵庫二郎」が経營業務の管理責任者となる場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備 考
役員等の氏名	兵庫 太郎	兵庫 二郎	27.4.1	取締役就退任
役員等の氏名	兵庫 太郎	兵庫 二郎	27.4.1	経營業務管理責任者の交代

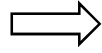
【専任技術者の変更】

- ① 本店の専任技術者の「兵庫太郎」を「兵庫二郎」に全ての担当業種について交代する場合

兵庫太郎

営業所：本店

担当業種：「建」「管」「水」



兵庫二郎

営業所：本店

担当業種：「建」「管」「水」

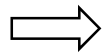
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	兵庫 太郎	兵庫 二郎	27.4.1	本店

- ② 本店の専任技術者の「兵庫太郎」を「兵庫二郎」と「兵庫花子」に担当業種を分けて交代する場合

兵庫太郎

営業所：本店

担当業種：「建」「管」「水」



兵庫二郎

営業所：本店

担当業種：「建」「管」

兵庫花子

営業所：本店

担当業種：「水」

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	兵庫 太郎 (建、管、水)	—	27.4.1	本店
専任技術者	—	兵庫 二郎 (建、管)	27.4.1	本店
専任技術者	—	兵庫 花子 (水)	27.4.1	本店

- ③ 本店の専任技術者「兵庫太郎」を削除し、A支店の専任技術者「兵庫二郎」を本店の専任技術者とし、新たにA支店に「兵庫花子」と「兵庫三郎」に担当業種を分けて専任技術者とする場合

兵庫太郎

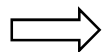
営業所：本店

担当業種：「建」「管」「水」

兵庫二郎

営業所：本店

担当業種：「建」「管」「水」



兵庫二郎

営業所：A支店

担当業種：「建」「管」

兵庫花子

営業所：A支店

担当業種：「建」

兵庫三郎

営業所：A支店

担当業種：「管」

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	兵庫 太郎 (建、管、水)	—	27.4.1	本店
専任技術者	兵庫 二郎 (建、管) [A支店]	兵庫 二郎 (建、管、水) [本店]	27.4.1	
専任技術者	—	兵庫 花子 (建)	27.4.1	A支店
専任技術者	—	兵庫 三郎 (管)	27.4.1	A支店

【営業所の新設】 ※ 専任技術者に係る変更内容も記載すること。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	B支店	27.4.1	
建設業法施行令第3条に 規定する使用人	—	兵庫 二郎	27.4.1	B支店
<u>専任技術者</u>	<u>—</u>	<u>兵庫 花子</u>	<u>27.4.1</u>	<u>B支店</u>

【営業所の業種の追加】※ 専任技術者に係る変更内容も記載すること。

① A支店の専任技術者「兵庫二郎」の担当業種を増やし、A支店の業種「水」を追加する場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の追加	建、管	建、管、水	27.4.1	A支店
専任技術者	兵庫 二郎 (建、管)	兵庫 二郎 (建、管、水)	27.4.1	A支店

② B支店の専任技術者として新たに「兵庫花子」を追加し、B支店の業種「管」を追加する場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の追加	建、水	建、水、管	27.4.1	B支店
専任技術者	—	兵庫 花子 (管)	27.4.1	B支店

【許可の一部廃業】※ 許可の一部廃業の際にも専任技術者に係る変更内容を届出ること。

① 専任技術者「兵庫太郎」を削除し、交代する専任技術者がいないため、許可の一部廃業を行う場合

兵庫太郎 —
 営業所：本店 —
 担当業種：「建」「水」 —

➡

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	兵庫 太郎	—	27.4.1	本店

② 専任技術者「兵庫太郎」から「兵庫二郎」に交代するにあたり、「水」の一部廃業を行う場合

兵庫太郎 — 兵庫二郎
 営業所：本店 — 営業所：本店
 担当業種：「建」「管」「水」 — 担当業種：「建」「管」

➡

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	兵庫 太郎 (建、管、水)	—	27.4.1	本店
専任技術者	—	兵庫 二郎 (建、管)	27.4.1	本店